

鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年10月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第80号

鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>（予定価格の入札執行前の公表） 第28条 知事は、県の財産上の利益を不当に害するおそれその他入札の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある場合を除くほか、予定価格を入札の執行前に公表するものとする。<u>ただし、予定価格の公表についての試行を行う場合その他知事が必要があると認める場合については、この限りでない。</u></p> <p>2 略</p>	<p>（予定価格の入札執行前の公表） 第28条 知事は、県の財産上の利益を不当に害するおそれその他入札の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある場合を除くほか、予定価格を入札の執行前に公表するものとする。</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、平成21年11月1日から施行する。